

第180回

市町村職員を対象としたセミナー

ひきこもり支援施策の動向

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 ひきこもり支援の変遷と背景
- 2 ひきこもり支援施策の現状と課題
- 3 ひきこもり支援ハンドブックの概要
- 4 生活困窮者自立支援制度の取組
- 5 地域共生社会への取組

【参考資料 1】

市町村におけるひきこもり支援の取組例（令和 6 年度作成）

【参考資料 2】

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント集

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1

ひきこもり支援の変遷と背景

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（斎藤環著）発刊 ➡以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」➡2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
10年代以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 教育機会確保法が議員立法により成立、施行 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正➡基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充➡ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計50人に一人の割合を公表 孤独・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行） 2025年(R6) 厚労省 社会福祉推進事業において「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」作成

こども・若者の意識と生活に関する調査結果

- 【目的】 こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること
- 【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）
- 【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- 2 近所のコンビニなどには 出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ① 現在、就業中である旨の回答をしている者等
- ② 身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者
- ③ 専業主婦・主夫・家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話した」「ときどき会話した」と回答している者

有効回答数に占める「広義のひきこもり群」の割合

	該当者数	有効回収数に占める割合
15歳～39歳	144人	2.05%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	86人 (155人)	2.02% (2.97%)

（参考）過去調査における広義のひきこもり群の割合
平成27年度若者の生活に関する調査 15～39歳：1.57%
平成30年度生活状況に関する調査 40～64歳：1.45%

「広義のひきこもり群」にある方の男女別割合

	男性	女性
15歳～39歳	53.5%	45.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	47.7% (59.4%)	52.3% (40.6%)

（参考）過去調査における男女別割合
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性63.3% 女性36.7%
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

ひきこもり状態になった理由として、「新型コロナウイルスの流行」をあげた方の割合（複数回答）

15歳～39歳	18.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	19.8% (20.6%)

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

ひきこもり支援の考え方（「ガイドライン」における定義など）

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）による定義

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

様々な要因の結果として

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

ひきこもりは現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、〇〇で「ひきこもり状態にある人」、〇〇により「ひきこもり状態」を選んだ人、「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない
いつか元気になって、自分もできることをしたい、働きたい、活躍したいなど
ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」と捉えることが大切

→ 家族や周りの人たち、社会や一般の認識が“ひきこもり問題”“課題”としている



ひきこもり支援対象者の考え方（「ひきこもり支援ハンドブック」から）

◆「ひきこもり支援」の対象者を広く捉えています

「ひきこもり」に対する考え方、捉え方が一般化され、ガイドラインの定義に当てはまらない対象者が多くいる現状となっています。生活困窮者自立支援制度や、地域共生社会の実現に向けた地域住民を広く支える仕組み作りも始まっているなか、「ひきこもり状態」にある人は、多様な分野、年齢、世帯で見られるようになり、その定義化は困難です。

ひきこもり支援における対象者とは

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人（一人ひとりの状況は違う）であり、具体的には

- 何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある
- 家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある
- 支援を必要とする状態にある（自ら支援を求めることができない場合もある）

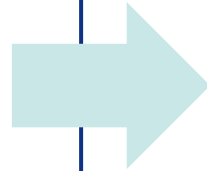
本人やその家族（世帯）です。その状態にある期間は問わない。

生きづらさとは、その人自身が感じている固有のものであり、他者がその生きづらさの有無やその大小を判断することはできない。またその期間によって支援の必要性が変わるものではない。さらに、支援を求めている場合だけではなく、自ら支援を求める声を発することができない場合もあることから、支援者は声に出せない潜在的なニーズを、関係機関等と連携し対話を通じて確認していくことが重要。

ひきこもり支援の「指針」の特徴と推移

10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる 地域精神保健活動のガイドライン（2001）

- 多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に対する問題
- 年齢の限定
- 精神保健課題として位置づけ



ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン （新ガイドライン）（2010）

- 原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念と定義
- 幅広い年齢層への支援
- 現に支援を必要としている、精神保健・福祉・医療の支援対象
- 医療的な支援が必要であることを示唆する内容

ひきこもり支援は、社会情勢や取り巻く環境が大きく変わる中で、**本人や家族の背景等も多様性を帯びるようになったことから、「新ガイドライン」におけるひきこもり支援では、全面的に支援することが難しい状況が生まれた。**

ひきこもり支援ハンドブック（2025）

- 病気や障害等、**本人自身に問題があるといった視点に限定するのではなく、それに加えて、その人を取り巻く環境や社会に課題があるという視点で、その課題を改善していく考え方を採用**
- 医療が必要である人も含めて、**さまざまな相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援の具体的な指針**を記載
- ひきこもり支援に従事する支援者が、**伴走支援にあたって大切にしてほしい共通の認識**を記載

2

ひきこもり支援施策の現状と課題

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

○市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

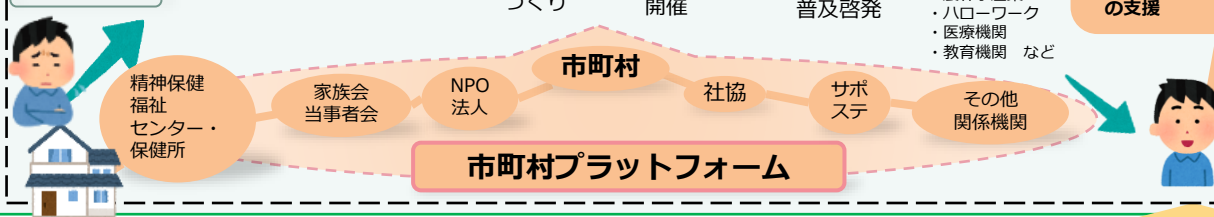
支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅



連携機関の幅



多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,561/1,741自治体
(89.7%)

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,352/1,741自治体
(77.7%)

※令和6年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への
後方支援

関係機関の
職員養成研修

多職種専門
チームの設置

等

②支援の質の向上
③支援者のケア

①社会全体の
気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

厚生労働省

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

事業イメージ

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の 立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2～1/4、市町村0～1/4)

都道府県による市町村 の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援 センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置



⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施

(C市)



(B市)

④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施



③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施



(A市)



原則2年後に
市町村域の
事業に移行

相談室



市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

【◎は必須事業 ○は任意事業】

実施主体	事業名	支援の カテゴリ	当事者・家族支援				住民への普及啓発・民間団体との連携			現状 把握	自治体 支援		支援者 育成	自治体支援		
			① 相談 支援	② 居場所 づくり	③ 連絡協 議会・ ネット ワーク	④ 当事者 会・家 族会の 開催	⑤ 住民向け 講演会・ 研修会の 開催	⑥ サポー ター派 遣・養 成	⑦ 民間団 体との 連携	⑧ 実態 把握 調査	⑨ 専門職 の配置	⑩ 多職種 専門 チーム の設置	⑪ 関係機 関の職 員養成 研修	⑫ 管内市 町村・行 政区へ の支援	⑬ 支援者 ケア	⑭ 市区町 村訪問 支援
① 都道府県・指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○※3人まで	○	◎	◎	○	○※3人まで
②	サテライト ※都道府県のみ	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
③	センター	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○※3人まで	○	—	—	—	—
④ 中核市・一般市町村	ステー ション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○※1人まで	—	—	—	—	—
⑤	サポート事 業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—

実施主体・事業別の取組一覧

◎は必須事業
○は任意事業

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）



ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

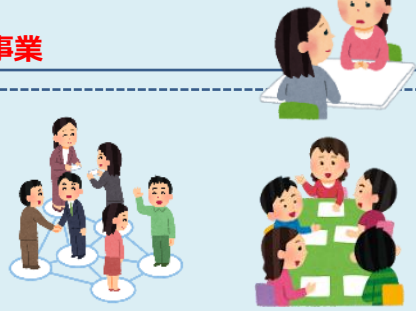
ひきこもり支援ステーション事業（R4～）

必須事業

- 相談支援事業（窓口周知）
ひきこもり支援コーディネーター（1名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。
- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置



<主な取組例>

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定



B町 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等



<国庫補助基準> 補助率 1/2
基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円
重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円
加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算（1事業500千円～3,000千円）

ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択（複数可）して実施

- | | | | |
|-----------------|--------------|-------------------|--------------|
| 相談支援事業 | 居場所づくり事業 | 連絡協議会・ネットワークづくり事業 | 当事者会・家族会開催事業 |
| 住民向け講演会・研修会開催事業 | サポーター派遣・養成事業 | 民間団体との連携事業 | 実態把握調査事業 |



<主な取組例>

C市（中核市） 人口約 37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催（委託）
全6回コース×2回（年）



D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等



<国庫補助基準> 補助率 1/2
実施する事業に応じた基準額の合計とする。
○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円
○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業
住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円



都道府県・政令市除く
黄色の網掛けは中核市
赤字はR6新規自治体

サバート事業 155自治体								
一般市区町村	北海道	釧路市	埼玉県	川越市	長野県	長野市	天理市	
		稚内市		越谷市		塩尻市		御所市
		江別市		本庄市		飯島町		海南市
		紋別市		春日部市		山形村		湯浅町
		陸別町		上尾市		御代田町		有田川町
		増毛町		入間市		白馬村		伯耆町
	青森県	弘前市	志木市	岐阜県	岐阜市	島根県	浜田市	
	遠野市	久喜市	飛騨市		安来市			
	岩手県	奥州市	松戸市	静岡県	富士宮市		江津市	
		洋野町	佐倉市		伊東市		雲南市	
	宮城県	丸森町	南房総市		焼津市		川本町	
		大和町	山武市		菊川市		邑南町	
		大郷町	新宿区		豊橋市	津山市		
		南三陸町	目黒区		一宮市	赤磐市		
	秋田県	鹿角市	大田区	愛知県	春日井市	岡山県	鏡野町	
		大仙市	北区		犬山市		福山市	
	山形県	酒田市	葛飾区		広島県	新城市	竹原市	
		高畠町	青梅市			大府市	下関市	
	福島県	田村市	町田市	山口県	岩倉市	防府市		
		伊達市	東村山市		長久手市	長門市		
		西郷村	国分寺市	三重県	桑名市	徳島市		
		南会津町	狛江市		多気町	鳴門市		
		矢吹町	神奈川県	横須賀市	明和町	三好市		
		棚倉町		藤沢市	菰野町	高松市		
		矢祭町	小田原市	滋賀県	日野町	香川県	三豊市	
		塙町	伊勢原市	京都府	亀岡市		多度津町	
		石川町	座間市		長岡京市		福岡県	遠賀町
		古殿町	加茂市		南丹市	長崎県	佐々町	
	茨城県	取手市	十日町市	大阪府	久御山町	大分県	中津市	
		ひたちなか市	村上市		富田林市		日田市	
守谷市		佐渡市	大阪狭山市	鹿児島県	出水市			
神栖市		魚沼市	たつの市		日置市			
笠間市		津南町	宝塚市	沖縄県	霧島市			
利根町		射水市	養父市		名護市			
栃木県	宇都宮市	富山県	小矢部市	兵庫県		豊見城市		
	真岡市		南砺市			上郡町		
群馬県	渋川市	朝日町	佐用町					
	富岡市	金沢市	新温泉町					
		石川県	加賀市				神河町	
		福井県	勝山市	西脇市				
		山梨県	山梨市					
			北杜市					



令和6年度 都道府県による立ち上げ支援事業実施自治体

東京都	(8自治体)
三重県	(2自治体)
島根県	(2自治体)
熊本県	(1自治体)

※リストに含まれている

令和5,6年度自治体におけるひきこもり支援に関する実施状況（全体総括表）

<第1弾調査>（窓口明確化、実態把握、市町村PF）

項目	説明	令和6年度 実施自治体数	※参考 令和5年度
ひきこもり相談窓口の明確化と周知	ひきこもり状態にある方やその家族が相談できる窓口を明確化し、住民への周知に取り組んでいる自治体	窓口明確化済み 1,561自治体 /1,741自治体 (89.7%) うち、周知済み 1,438自治体	窓口明確化済み 1,487自治体 /1,741自治体 (85.4%) うち、周知済み 1,320自治体
ひきこもり状態にある方の実態等の把握	何らかの方法により、ひきこもり状態にある方の実態把握、調査等を実施している自治体。（過去10年間）	実態把握済み 1,063自治体 /1,788自治体 (59.5%)	実態把握済み 1,005自治体 /1,788自治体 (56.2%)
市町村プラットフォーム設置状況	令和6年度末時点において、市町村プラットフォームを設置していると回答した自治体	設置済み 1,352自治体 /1,741自治体 (77.7%)	設置済み 1,319自治体 /1,741自治体 (75.8%)

<第2弾調査>（ひきこもり支援実施状況調べ集計）

項目	説明	令和5年度 実施自治体数	※参考 令和4年度
居場所づくり	行政による居場所または民間団体による居場所のいずれか一方を設定している自治体数	設置あり 715自治体 か所数 2,184か所 その他オンライン居場所設置 49自治体	設置あり 708自治体 か所数 2,045か所 その他オンライン居場所設置 37自治体
連絡協議会、ネットワークづくり	令和5年度 連絡協議会等を開催した自治体数	開催あり 662自治体	開催あり 583自治体
当事者会・家族会の開催等	当事者や家族が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消できる場の設置等を行う自治体数	行政主導で設置している自治体数 当事者会設置 76自治体 家族会設置 167自治体 その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 274自治体	行政主導で設置している自治体数 当事者会設置 54自治体 家族会設置 130自治体 その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 358自治体
住民向け講演会・研修会の開催等	地域においてひきこもりに関する理解を深めるための講演会や研修会等を開催する自治体。また、ひきこもりに関する支援情報などの周知広報を実施する自治体数	講演会・研修会開催 379自治体 支援情報の周知広報 1,139自治体	講演会・研修会開催 315自治体 支援情報の周知広報 957自治体
ひきこもりサポーターの派遣・養成	ひきこもり支援に関する基本的な知識の習得によるサポーター養成、活動派遣実施自治体数	サポーター養成自治体数 61自治体 養成者数 2,066人 サポーター活動実績がある自治体 72自治体 活動回数 7,296回	サポーター養成自治体数 65自治体 養成者数 1,782人 サポーター活動実績がある自治体 63自治体 活動回数 7,000回
民間団体に対する補助等の取組	地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組推進に向け、補助を行うための補助要綱等を作成している自治体数	補助要綱等を作成済み 66自治体 補助を実施 64自治体	補助要綱等を作成済み 47自治体
多職種専門チームの設置	多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制整備に向けて、医療、法律、心理等の多職種から構成されるチーム設置を進めている自治体数	設置済み 43自治体 活動回数 2,488回	設置済み 33自治体 活動回数 1,443回
関係機関の職員養成研修	ひきこもり支援を担当する職員等を対象として、ひきこもり支援に必要な知識等を習得するための研修会等を実施した自治体数	実施済み 76自治体 受講者数 18,998人	実施済み 78自治体 受講者数 15,974人
ひきこもり支援者へのケアの取組	ひきこもり支援に従事する支援者に対するケアの取組を実施した自治体数	実施している 127自治体	新規項目

ひきこもり支援推進事業

令和7年度当初予算額 16億円 (16億円) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、令和6年度に策定された「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



都道府県
ひきこもり地域支援センター



市区町村への
後方支援



定期的に
市区町村を
巡回することを
位置づけ

ひきこもり支援推進事業以外
による相談窓口の実施



課題：専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり
相談窓口を明確化を依頼
(明確化自治体数)
1,487/1,741自治体 (85.4%)

※令和5年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算（新設）

市区町村への支援強化として、
訪問支援員を配置

- ・市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
- ・事例検討会の開催
- ・市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

1人当たり 3,000千円
1自治体当たり 3人まで



ひきこもり支援推進事業 実施例① 北海道北見市の取組

北海道北見市におけるサポート事業（令和4年度）活用 その後ステーション事業実施（令和6年度）への展開



【北海道北見市】（令和5年12月末時点）
人口 111,740人（男性 53,252人
女性 58,488人）

世帯数 61,727世帯

総面積 1427.41km²

（岐阜県高山市、静岡県浜松市、栃木県日光市に
次ぐ全国4位 東京23区の約2.3倍の面積）

○第4期北見市地域福祉計画（R3.3策定）

令和2年3月末人口 115,761人

高齢化率 33.5%

障がい者手帳所持者総数 7.0%（対人口）

令和2年度

北見市が北見市社会福祉協議会に自立相談支援機能強化事業を委託
市内におけるひきこもりに関する相談窓口を自立支援センター※1に明確化
R2.7 医療福祉関係機関84か所にひきこもりに関する実態調査を実施

※1 自立支援センターには、生活困窮者自立相談支援事業、
家計改善支援事業、自立相談支援機能強化事業を委託している

令和3年度

R3.12 民生委員児童委員273名にひきこもりに関する実態調査を実施
北見市生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、これまでの調査結果を踏まえ、ひきこもり状態にある人について全市的な状況を把握する必要性を確認

令和4年度

○ひきこもり支援推進事業 サポート事業を活用した全市調査
R5.1 市内18歳以上65歳以下の市民3,000人を対象とした実態調査の実施
自治区別※2・年代別・男女別に無作為に抽出（全市調査）

※2 北見市の自治区制度は地方自治法に基づき条例を制定し自治区を設置しており、自治区には「総合支所」「まちづくり協議会」「自治区長」を置くこととしている。

令和5年度

調査結果から傾向と対応を検討（厚労省ひきこもり支援専門官、北見市、北見市社協）R5.10 全市調査結果公表

【傾向】
広義のひきこもりに該当する割合は
市内人口の**7.06%**
ひきこもりに関する相談窓口が全く
理解されていないことなどを把握

令和6年度

調査結果を踏まえた取組の推進
①効果的に周知するための相談窓口名称の新設 ②不登校生徒に対する支援に向けた教育委員会等の関係機関と連携強化 ③専門家を交えたひきこもり状態にある人や家族に対する居場所づくりに向けた検討 ④居場所づくりに関する他自治体の取り組みの研究 ⑤フォーラムの開催 など

市町村におけるひきこもり支援の取組例(北九州市)

○平成21年度に、北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」を開所。「すてっぷ」への相談件数は年々増加しており、困難ケースも増加。

令和2年度から、各区役所等関係機関との連携強化を図るための職員を1名配置。

○「すてっぷ」では、ひきこもり相談支援コーディネーターによる電話・来所・訪問による相談支援や、フリースペース(居場所)等を実施。居場所は、民間のネットワーク「縁が輪ネットワーク」と連携し、幅広い世代を対象としたものや、40歳代以上の方に限定したもの等を設け、個々の支援対象者に応じて対応。

○平成29年度からは、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のギラヴァンツ北九州と共同で「ギラヴァンツオープンマインドプログラム(GOP)」を実施し、ひきこもりがちな方を対象に、サッカー観戦や運動体験、ボランティア体験等の社会参加の場づくりを実施。

人口:943,793人(登録人口)
(令和3年1月末日時点)

相談支援

・臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士が、来所相談、電話相談、訪問相談を実施。
・当事者、家族、友人、親戚、関連機関からの相談を受け付ける。

【相談実績(件)】

H27	H28	H29	H30	R1
1,518	1,975	1,920	2,288	2,485

子ども・若者支援
地域協議会

精神保健福祉
センター

障害者就業・
生活支援センター

親の会

福岡県ひきこもり
支援者等ネットワーク

門司区

小倉北区

小倉南区

若松区

八幡東区

八幡西区

戸畑区

連携

ひきこもり地域支援センター 「すてっぷ」

※NPO法人へ委託

広報事業

- ・HP(随時更新)・事務局ブログ(随時更新)
- ・メール配信(1回/月)
- ・パンフレット・チラシの配布
- ・Café☆Tera、かふえ☆バロンの情報発信等

縁が輪ネットワーク

地元企業や農園経営者、寺住職、主婦など地域の様々な人で構成された民間ネットワーク。
地域の力を借りた居場所づくりやイベントを実施し、行政の取組と連携。

社会参加に向けた支援

企画・協力

フリースペース(居場所)



- ◆やわらかカフェ: 毎週 火・木
- <「縁側ネット」との共催フリースペース>
- ◆Café☆Tera(月2回 不定期)
 - ・地域支援者(お寺)が、本堂をフリースペースとして開放。
 - ・月1回、インターネットラジオにて、マスターと参加者によるカフェトークを配信。
- ◆かふえ☆バロン(月1回 不定期)
 - ・地域支援者が、自宅をフリースペースとして開放。参加者みんなで料理を作って食べるイベント。
 - ・みんなで手間をかけて作った料理を食べる達成感が人気。
- <40代以上限定フリースペース>
- ◆8K(月2回 不定期)
 - ・40代以上の専用のフリースペース。
 - ・当事者が孤立せず、横のつながりを作る。
 - ・就労に対する不安が強い方への段階的な就労体験。
 - ・2ヶ月に1回程度、飲み会を開催。

イベント・講座

- ◆やわらかひだまりカフェ
 - >「やわらかカフェ」の拡大版
- ◆女性限定フリースペース「レディースカフェ」
- ◆講座・シンポジウム
 - >専門家や当事者・家族等が登壇



クラブ活動

- ◆イラスト部: 隔週(月/1～3回)
- ◆合唱部:
 - >課外活動、高齢者施設の慰問
- ◆写真部:
 - >訪問先:長崎街道、植物公園、花火大会、写真カフェの開催など
- ◆デジタル工房
 - >イベントのチラシ作成
- ◆アニソンカラオケ大会
 - >アニソンのカラオケ大会



ギラヴァンツオープンマインドプログラム

プロスポーツチーム(ギラヴァンツ北九州)との共同で、スポーツを通して、体を温め、心を開き、参加者同士が繋がり、社会復帰へのきっかけづくりを目的とするプログラム。

「観る」(観戦体験)

心の仕組みやサッカー観戦の講座を実施。解説を聞きながらのギラヴァンツ北九州を応援。



「する」(運動体験)

ギラヴァンツ北九州のコーチの指導による運動プログラム。



「支える」(ボランティア体験)

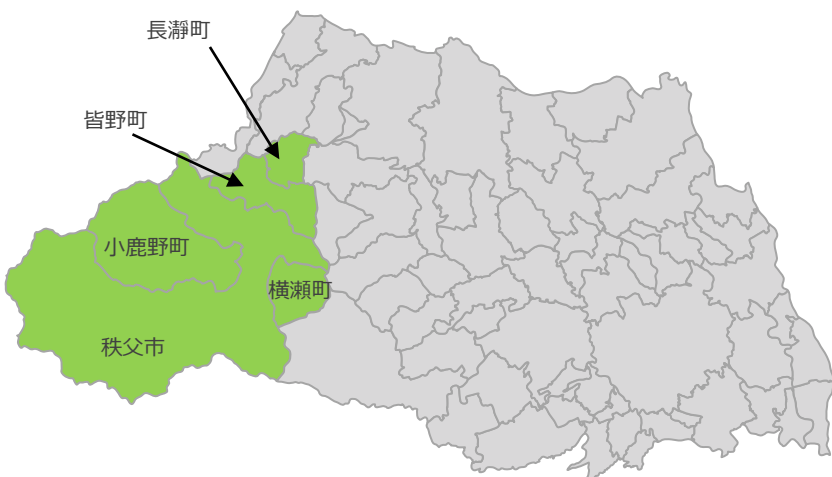
試合の際に、スタジアム内のゴミの回収やゴミステーションの管理を実施。



平成29年6月～
・実施回数:15回
・参加延べ人数:313人

ひきこもり支援推進事業 実施例③ 埼玉県秩父市の取組①

秩父地域1市4町におけるひきこもり支援ステーション事業の実施までの経過について



令和4年度

令和4年12月議会においてひきこもり支援について一般質問があった。一般質問を契機に社会福祉課に所管替え（それ以前は保健センターが所管）ボランティアでひきこもり支援を実施していた認定NPO法人森のECHICAに本格的なひきこもり支援の実施を打診した結果、秩父市から業務委託されれば支援を行うことの確約を得た。

その際に、森のECHICAから秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の共同での事業実施の依頼*1。

秩父地域1市4町では定住自立圏構想で保健医療、福祉分野等において共同で各種の事業を実施していたため、ひきこもり支援についても**定住自立圏構想の事業として実施することを秩父市から4町に提案**→了承。

秩父市においては令和5年3月にひきこもり支援プラットフォームを設置。一次相談窓口を保健センターと定めた。

【埼玉県秩父市】（令和6年4月1日現在）

人口 57,806人 世帯数 26,117世帯

面積 577.83㎡

【秩父地域1市4町】（令和6年4月1日現在）

人口 91,167人 世帯数 40,817世帯

面積 892.62㎡

面積は埼玉県の約23.5%を占めるが、人口は約1.2%しかない。

*1 認定NPO法人森のECHICAでは秩父市以外の4町の住民の支援もすでに実施していたため。

秩父市の取り組み②



集いの場 多世代交流カフェ「ゆいっこ」



井椋がっこうの由来となった「井椋塚と鉦女桜」

令和5年度

秩父地域1市4町の担当者と打ち合わせ会議を実施
ひきこもり支援の内容を決定（相談支援、集いの場の設置、連絡協議会の設置、住民向け講演会の開催）、
事業の実施主体は秩父市とし4町は定住自立圏構想で定められた割合を負担、
委託先として認定NPO法人森のECHICAを予定
孤立対策推進法の成立に伴い、ひきこもり支援を含めた孤独・孤立対策推進として事業実施を行うことを決定*2
定住自立圏構想の新規事業として認定、予算計上（約1100万円）
サポートセンターの名称を「秩父地域居場所づくりサポートセンター」に決定*3

*2 支援対象をひきこもり状態の方に限定せず、満6歳以上で孤独・孤立状態にある方とする

*3 認定NPO法人森のECHICA代表から「ひきこもり」の名称を使用するとひきこもり当事者が利用を敬遠すると指摘されたため、サポートセンターの名称にひきこもりが入っていない

令和6年度

令和6年4月1日に「秩父地域居場所づくりサポートセンター（愛称：井椋がっこう）」を開設し、一次相談窓口とする。
月～金の10～15時まで相談支援の実施、集いの場を開設
サポートセンターでは農作業や里山での活動等（利用者が参加）を計画
サポートセンターは不登校傾向のある児童のサードプレイスとしての役割を担っている*4
令和6年10月に富山県高岡市で「ひとのま」を運営している宮田隼氏をお招きし、住民向け講演会を開催

*4 今後は学校と連携し、より充実した児童への支援を検討

都道府県におけるひきこもり支援の取組例（高知県）

- ひきこもりの背景には様々な要因があることから、福祉の総括部署である地域福祉政策課で業務を担当。
- 令和3年度に県内全市町村にひきこもりの相談窓口が設置され、市町村がひきこもり支援に携わる場面が増えたことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域支援を重点的に実施。
- 県内5カ所にある県福祉保健所にて、ブロック毎に好事例の共有や勉強会を行い、地域資源の活用や近隣自治体との連携を促進。
- 相談窓口の多様化を図りより相談しやすい環境を整えるため、令和2年度から県委託事業「ひきこもりピアサポートセンター」を開設。

【高知県地域福祉政策課】

- ・民生委員を対象とした実態把握調査【R2】（調査方法：アンケート調査、調査の結果：県内のひきこもり当事者692人を把握）
- ・有識者による施策検討の場（検討委員会）の設置（年2回開催）

【高知県のひきこもり支援イメージ】 ※（ ）内はR3年度実績

※（ ）内はR3年度実績

【高知県ひきこもり地域支援センター】

地域支援を強化！

- ・人材養成研修（年4回開催、391名参加）
- ・普及啓発事業（年1回開催、64名参加）
- ・市町村等ケース会への参加・助言
（年31回参加）
- ・ブロック別連絡会の実施（年3回開催）
- ・支援機関同士の連携支援（随時）

【県福祉保健所(5カ所)】

- ・ブロック毎の連携支援
- ・地域支援活用への支援
(各所 年2回程度)

【市町村】

- ・相談支援
- ・アウトリーチ

ひきこもりの人
家族

【ひきこもり
ピアサポート
センター】

【ひきこもりピアサ
ポートセンター】

- 委託先
全国ひきこもりKHJ親
の会高知県支部
やいろ鳥の会
- 拠点：2カ所
(高知市・宿毛市)
- 業務：相談支援
アウトリーチ



高知の赤い糸ピアセボートセンター

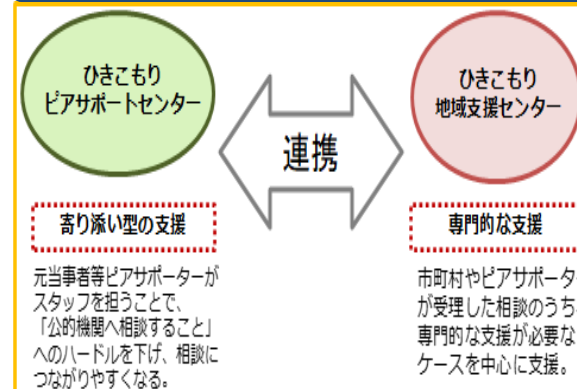
上記機関の他、保健・医療・教育・就労等、幅広い機関や団体と連携し、役割分担をしながら支援を実施。

県組織	担当業務
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	予算確保、施策の企画、 事業の委託、補助事業、 関係機関調整など
ひきこもり 地域支援センター	相談支援、地域支援、研 修会実施など
各福祉保健所	相談支援、管内市町村の 連絡会実施など



人口・・・675,120人(男319,221人、女355,899人)
世帯・・・314,246世帯 ※令和4年11月1日現在

ピアサポートセンターとの役割分担



県の体制

「ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業」の全体像（令和7年6月時点）

目的

地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。



広報キャラクターの活用

クリエイティブ監修アドバイザーに宮本亞門さんを起用
※ポータルサイトに加え、X（旧Twitter）、InstagramなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。

全国キャラバンの実施

2025年
8月23日(土) 神奈川県
9月13日(土) 高知県
9月20日(土) 秋田県
10月11日(土) 新潟県
10月18日(土) 奈良県
11月8日(土) 大分県

地域に暮らす誰もが生きやすい
社会・地域作りについて
みんなで考えるイベントとして開催

◆概要：2025年8月～11月**全国6都市**で
全国キャラバンを実施。
当事者、家族、支援者によるパネ
ルディスカッションや、参加者との
ワークショップを実施予定

◆ターゲット：一般住民

ひきこもりVOICE STATIONシンポジウム（仮称）開催

2026年1月24日(土) @渋谷（予定）

1年間の集大成となる当事者の思いを乗せた
啓発イベント（第1部）・パネルディスカッション（第2部）を予定



その他広報の実施

オンライン“HIKIKOMORI”ANYONE? 他人事じゃないかも展

- ◆昨年度、渋谷で開催した同展覧会を全国の皆様にご覧いただけるよう、オンライン空間で開催
- ◆現代アート、イラストレーション、映像作品など、様々な手法で、ひきこもり当事者・経験者とともに制作された作品を展示。

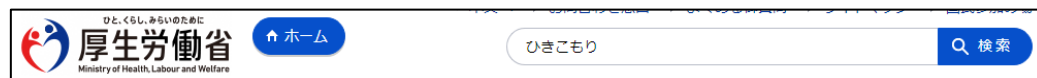
ほか



最新情報はこちらで確認を！

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



↑厚生労働省トップページの検索窓に「ひきこもり」を入れて

検索

ひきこもりVOICE STATION

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>

過去のイベントのアーカイブ
や当事者の声などを掲載



今、ひきこもり当事者は、推計146万人（内閣府調査）。

「結局、怠けでしょ。」「親の甘やかしては？」「仕事しなくてうらやましい。」

そんな声は、誤解であり偏見です。ひきこもりは、誰にでも起こりうること。

当事者の様々な思いに触れ、ひきこもりへの理解を深め、

誰もが生きやすい社会・地域づくりについてみんなで考えませんか。



その他YouTubeでは、
当事者・経験者による
ドキュメンタリー「**VOICES**」
も配信中

<https://www.youtube.com/@voicestation4467/videos>



ひきこもりVOICE STATION

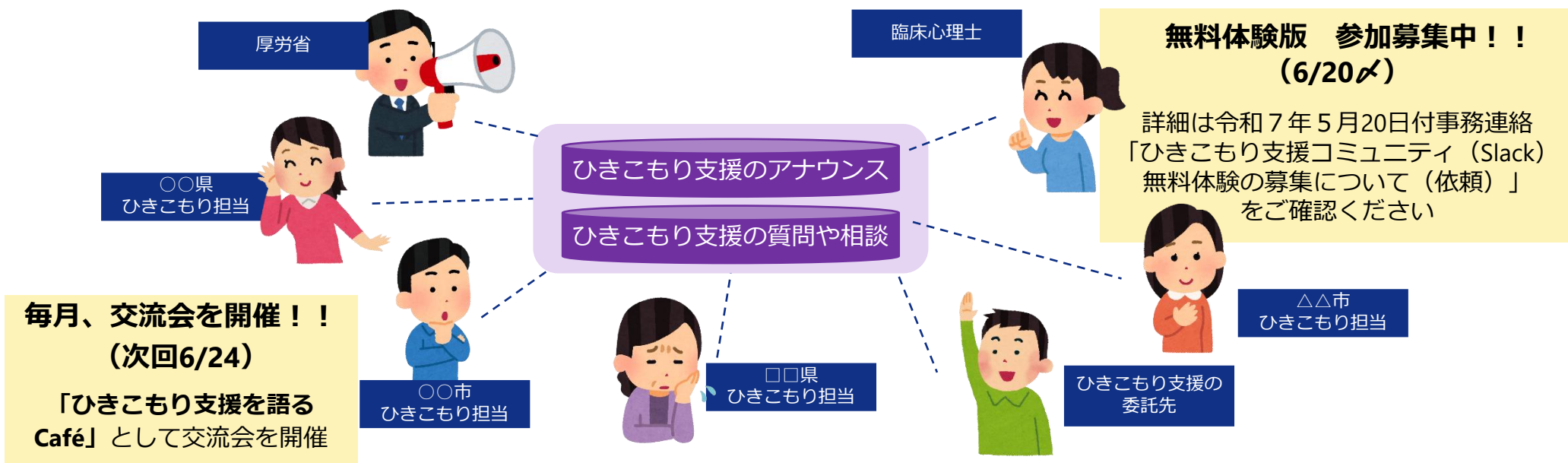
@voicestation4467 チャンネル登録者数 1290人 47本の動画

今、ひきこもり当事者は、約100万人と言われています。 >

ひきこもり支援コミュニティ（Slackスラック）の概要

ひきこもり支援コミュニティとは

全国のひきこもり支援従事者同士が気軽に支援に有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等が参加しています。



1 参加者同士で気軽に相談できる

自己紹介や雑談を行い、参加者同士で繋がることができます。繋がることで、複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます

2 他所のリアルな情報を調べられる

他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるようになり、いつでも検索で調べられます

3 ニュースや有益な公共情報が見える

厚生労働省や、全国各地から取り組みやニュースが提供されるため、支援者同士で学び合いができます

ひきこもり支援コミュニティの画面

全国のひきこもり支援従事者とオンラインで繋がることが可能です

様々なチャンネルがあり、情報交換、情報収集が可能です

ひきこもり支援コミュニティ

≡

✎

🔍 スレッド

📄 下書き&送信済み

▼ 外部とのつながり

001-アナウンス

002-誰かに聞きたいこんな事あんな事

003-支援に使えるマル得情報

004-支援対象者からの声を集めました

005-わいわいガヤガヤ-今日の一冊

005-わいわいガヤガヤ-雑談

006-はじめまして自己紹介

007-ひきこもり関連ニュース-rss

008-教えて厚労省

009-slackヘルプ

011-全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支...

012-ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会か...

101-都道府県全体

📍 224-三重県

901-書き込み練習

001-アナウンス

厚労省等からのアナウンスチャンネル

📌 3件のピン留めアイテム

👤 臨床心理士会への依頼

🔗 リンク集

📅 イベント案内

+

地域社会に対してひきこもり状態にある方やその家族などの声を伝えることで、ひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することを目的とする広報事業「ひきこもりVOICE STATION」

本日は、「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン」の開催日及び会場のお知らせします。

8/31 (土)	：愛知県名古屋市	@JPタワー名古屋ホール&カンファレンス
9/7 (土)	：滋賀県大津市	@大津市民会館 (小ホール)
9/28 (土)	：栃木県宇都宮市	@TKP宇都宮カンファレンスセンター (ホールA)
10/6 (日)	：山形県山形市	@大手門パルズ (3階ホール「霞城」)
10/19 (土)	：山口県山口市	@KDDI 維新ホール (201大会議室)
11/2 (土)	：鹿児島県鹿児島市	@天文館ビジョンホール (6Fホール)

※各地の企画内容は、随時案内してまいります。

今後は、チラシやSNS、開催地のテレビ局による広報も強化してまいります。

キャラバン会場となる各県の皆様、そして同じ開催ブロックの皆様、企画・周知にご協力をお願いします。

キャラバン6都市パナー.jpeg

ひきこもり経験者とともに、
誰もが生きやすい地域について一緒に話してみませんか？

**ひきこもり
VOICE STATION
全国キャラバン**

全国
6都市で
開催!!

8月31日(土) 愛知県名古屋市
9月7日(土) 滋賀県大津市
9月28日(土) 栃木県宇都宮市
10月6日(日) 山形県山形市
10月19日(土) 山口県山口市
11月2日(土) 鹿児島県鹿児島市

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み（案）について

1. 就労・処遇改善に向けた支援

①相談対応等の伴走支援

ハローワーク専門窓口で、賃金が上昇する
転職・処遇改善に資する訓練情報を提供（新規）

②リ・スキリングの支援

- 非正規雇用労働者等を対象とするオンライン
訓練の全国展開（拡充）
- 資格・スキル標準と結びつく教育訓練給付金
指定講座の拡大（拡充）
- 企業を通じたキャリア形成の支援（拡充）

③就労を受け入れる事業者の支援

- トライアル雇用助成金の充実（拡充）
- 特定求職者雇用開発助成金の充実（拡充）

④家族介護に直面する者の介護離職防止に 向けた支援

- 両立支援等助成金の充実（拡充）
- 地域の介護サービス提供体制の確保（継続）

⑤公務員採用・業種別の就労支援

- 国家公務員・地方公務員としての中途採用（継続）
- 教員としての中途採用（拡充）
- 農業・建設業・物流業における就労支援（拡充）

2. 社会参加に向けた段階的支援

①社会とのつながり確保の支援

- ひきこもり支援の広域連携等を推進し、
相談支援を行う自治体を拡大（拡充）
- 氷河期等交付金における、居場所づくり
に取り組む自治体支援のメニュー化（新規）

②就労に困難を抱える者の職業的自立に 向けた支援

地域若者サポートステーションにおける
地域の公認心理師等を活用した相談（拡充）

③柔軟な就労機会の確保

- 認定就労訓練事業（中間的就労※）の
積極活用（拡充）
- 氷河期等交付金における、中間的就労
の機会創出に取り組む自治体支援の
メニュー化（新規）

※中間的就労

すぐに一般企業で働くことが難しい者が、
個々人の能力や適性、状況に応じて支援を
受けながら柔軟に働くこと。

3. 高齢期を見据えた支援

①家計改善・資産形成の支援

- 生活困窮者に対する家計改善支援（拡充）
- 金融経済教育推進機構による、中小企業や支援
団体と連携した金融経済教育の提供（拡充）

②希望に応じた高齢期の就業機会の確保

65歳超雇用推進助成金の充実（拡充）

③高齢期の所得保障

- 年金改正法案の早期成立を図り、
- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、
任意の適用に取り組む事業所を支援（拡充）
 - 社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見
込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライド
を早期に終了するために必要な措置を講ずる（新規）

④住宅確保の支援

- 低廉な公営住宅の供給（継続）
- 高齢者が着実に入居できるセーフティネット
登録住宅の供給（拡充）
- 見守りや福祉サービスへのつながりが提供される
居住サポート住宅制度の創設・普及（新規）

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

①実態調査

性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に細分化した追加インタビュー調査の実施（拡充）
ソーシャルリスニング方式（※）を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施（新規）

②周知広報

プッシュ型による情報提供の展開（拡充）
新ポータルサイトの立ち上げと合わせた広報の強化（新規）

※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法

3

ひきこもり支援ハンドブックの概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

R7.1.31に自治体宛通知

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）』以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
- ※**その状態にある期間は問わない。**

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。**※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。**
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体で実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

ハンドブックの構成について

第1章 本書について

- (1) 作成の背景
- (2) ひきこもり支援の現状と課題
- (3) 本書の目的、活用方法

第2章 ひきこもり支援の対象者と目指す姿

- (1) ひきこもり支援対象者の考え方
- (2) ひきこもり支援の目指す姿

第3章 価値や倫理

- (1) 支援において大切にしたい拠り所
- (2) 価値と倫理に基づいた求められる姿勢
- (3) 価値と倫理に基づいた留意点

第4章 支援のポイント

- (1) 対象者とのコミュニケーション
- (2) 意向の確認
- (3) 意向を反映した支援の計画・実行
- (4) 支援の入口と出口
- (5) 家族間の関係性
- (6) 支援制度や支援体制
- (7) 支援者のエンパワメント

第5章 事例で見る支援のポイント（30事例）

第1章では

支援をおこなう前提となる知識として、歴史的な経過、支援施策の変遷、社会背景や現状を理解し、目の前の対象者だけではなく、社会への働きかけを期待

第2章では

これまでの医療・診断を基本とした視点から、ソーシャルワークの視点を基本とした支援の捉え方、対象者像や目指す姿を記載

第3章では

支援者の共通基盤となる考え方を記載

第4章では

支援者が日々の支援で複雑困難な課題に直面し、思い悩む場面でも、対象者に寄り添った支援を実現するためのポイントを記載

第5章では

各現場で関わっている支援事例（架空）を用いて支援の関わりから、第2～第4章の支援のポイントを用いて解説し、理解しやすい記載としている

ひきこもり支援の目指す姿

◆「ひきこもり支援」の目指す姿とは

「ひきこもり支援」におけるこれまでの課題は、支援のゴールが「就労」や「社会参加」と言われていたことです。しかしヒアリングや調査結果から「就労すること」や「社会参加」は支援の過程でありプロセス、そのためそのみが支援のゴールや目指す姿ではないと整理しました。

ひきこもり支援において目指すべき姿は

一人ひとりの背景や心情を捉えずに社会参加や就労を求めることではなく、本人のペースに合わせながら、本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）とした。

自律とは自己を律すること、社会に適応するといった捉え方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指すもの。自律の形は一人ひとり違うものであり、決まったものはない。

自律に向けた具体的な取組として、社会参加や就労も含まれており、本人の求める支援は多様であるといえる。（家族は本人の自律を支える役割だけではなく、家族も自律することが望ましい。一方で、自分の意思や希望の表出がうまくできない本人に対しては、支援を進める中で本人が望む未来を具体的に描けるよう、ともに考え、選択しやすい情報提供に努めながら、意思表示や意思形成、自己決定につながる丁寧なサポートが必要。

支援の共通基盤としての「価値」や「倫理」

◆「ひきこもり支援」における価値や倫理を記載しました

支援において共通的な基盤となる価値や倫理の考え方を明文化しました。これは全ての支援者に共通する価値観として、人間観、社会観、支援観を記載するとともに、その価値を判断する際の倫理についても記載しました。支援者個人の価値観ではありません。

<人間観>

人権尊重や個人の尊厳、利益優先という考え方に基づき、「人として尊厳ある存在」「主体的・能動的存在であり、無限の可能性や潜在的能力を有する存在」とであるという認識を持つ

<社会観>

ひきこもり状態に至ったありのままを理解するとともに、取り巻く社会がどうあるべきかを考える

<支援観>

人として社会との関係性の中で否定的に捉えられることなく、社会の一員として尊重されるべき。本人の自律の力の醸成を中心におき、社会全体にも働きかける

<倫理>

支援をおこなう前提となる倫理とは、支援者の価値（人間観・社会観・支援観）を基盤として支援をより良い方向に向けていく際の判断、行動に関する具体的指針である

ハンドブック、座談会動画が見られます

ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



座談会動画公開YouTubeアドレス及びQRコード

① <https://www.youtube.com/watch?v=R265eFtX31M>

(ひきこもり支援施策の説明、構成等説明)



② <https://www.youtube.com/watch?v=q4VZJkeACEg>

(基調講演「ひきこもり支援における価値と倫理」
(長谷川俊雄氏) 及び質疑応答)



③ <https://www.youtube.com/watch?v=9XAYEbNq-fE>

(検討委員によるパネルディスカッション)



4

生活困窮者自立支援制度の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



生活困窮者自立支援制度の体系

**R6年度予算：531億円
+ R5年度補正予算：30億円**



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について

両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを行った上で、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもり状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。

生活困窮者自立支援制度

長期離職による不安

自らの就労イメージがもてない



ひきこもり支援



家族からの相談

地域からの相談

本人との相談

社会との関わり

他者との関わり
に不安

就労に必要な
情報が不足

サポステ
ハローワーク
等

その他
本人の希望する
就労へ

就労準備支援事業



職業理解を
深める

自己理解を
深める

自己決定を
する

農作業体験

グループワーク

就労体験



就労の
準備としての
基礎能力の
習得ができる

居場所

ひきこもり支援推進事業（居場所づくり）



集う

ゲームをする

体を動かす



話す

地域の高齢
者との交流



「安心できる」
「存在が認めて
もらえる」
「相談できる」
「同じ思いを
共有できる」

5

地域共生社会への取組

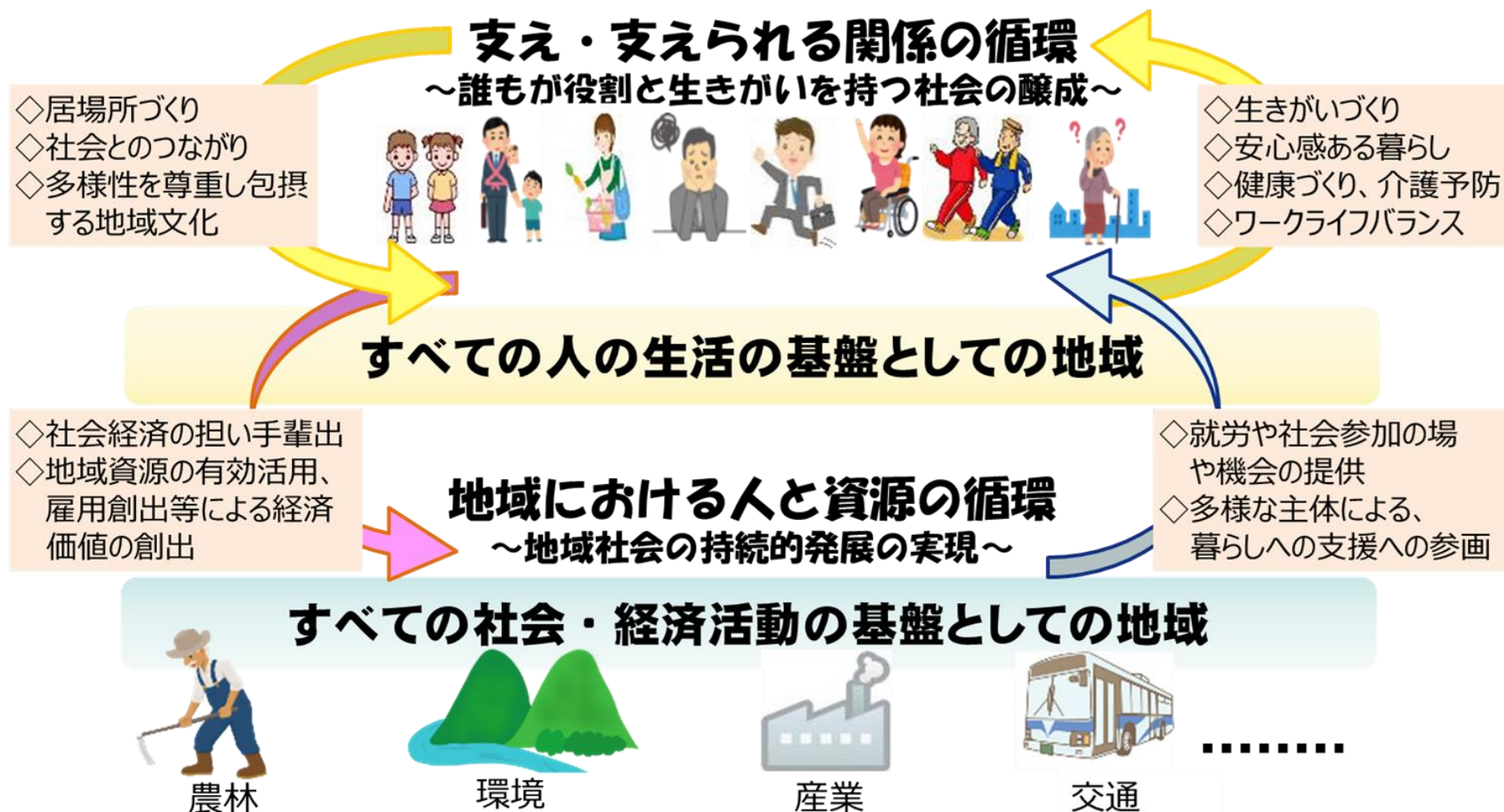
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の実現に向けた取組

(社会福祉法第106条の3)

(社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。**

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を**受け止める相談体制**の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月～令和7年1月：自治体・有識者等へのヒアリング（計8回）、令和7年3月：これまでの議論を踏まえた論点の整理
令和7年夏目途：とりまとめ（令和7年度以降：関係審議会での議論）

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

地域共生社会の在り方検討会議

Q 検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [社会・援護局（社会）が実施する検討会等](#) > 地域共生社会の在り方検討会議

地域共生社会の在り方検討会議

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
中間とりまとめ	2025年5月28日 (令和7年5月28日)	—	—	▶ 中間とりまとめ	—
第10回	2025年5月20日 (令和7年5月20日)	1. 中間取りまとめ（案）について 2. その他	—	▶ 資料	▶ 開催案内
第9回	2025年3月27日 (令和7年3月27日)	1. これまでの議論を踏まえた論点整理（案）について 2. その他	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内
第8回	2025年1月31日	1. 若者支援の取組	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内

▶ 政策について

▶ 分野別の政策一覧

▶ 組織別の政策一覧

▶ 各種助成金・奨励金等の制度

▼ 審議会・研究会等

▶ [審議会・研究会等開催予定一覧](#)

▶ 国会会議録

▶ 予算および決算・税制の概要

▶ 政策評価・独法評価

【参考資料 1】
市町村におけるひきこもり支援の取組例
（令和 6 年度作成）

若年層のひきこもり当事者へ対し、複数の関連事業を活用しながら支援を行っているケース

- ・ 福祉と子育て支援の担当課が連携し、情報を共有しながらひきこもり支援を実施した。
- ・ 生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業等の関係機関が連携し、アウトリーチ支援を実施した。

- ・ Aさんは18歳まで要保護児童に登録されていたため、要対協による支援の一環として、定期的な自宅訪問が行われていた。要対協での対応終結後、生活状況が変わり、ひきこもり、生活困窮状態に陥ったが、18歳となっていたため、要対協での積極的な介入ができず、状況を把握できずにいた。
- ・ 社協にはヤングケアラー・コーディネーターが配置されている。祖母を担当するケアマネジャーが世帯の状況を把握し、包括が実施する地域ケア会議で、ケアマネジャー、ヤングケアラー・コーディネーター等の関係機関が本事例の対応を検討した。
- ・ ヤングケアラー・コーディネーターは重層的支援の主管課に本事例を話題提起した。その結果、アウトリーチ支援へつながった。重層的支援の会議体には要対協の主管課が含まれているため、過去の支援経過や当時の状況を踏まえ、支援方法を検討するとともに、支援を再開することができた。

略語…重層的支援：重層的支援体制整備事業、社協：社会福祉協議会、要対協：要保護児童対策地域協議会、包括：地域包括支援センター

三重県 明和町

ひきこもり当事者の希望で就労や社会参画につなげたケース

支援のポイント

- 以前から社協は、**地域のつながりや連携を強化**する取組に注力していた。
- ひきこもり当事者の性格、志向、強みを考慮した社会参加の場を提供した。就業後も**定期的に職場訪問等をする**ことで、**当事者の就労の定着を支援**した。

支援の概要

生活歴

- 同居をしていた母親は気難しい性格であった。Bさんはもともと穏やかな性格で、他者とのコミュニケーションにも大きな問題はなかった。
- 慕っていた祖母の死をきっかけに就労が困難となり、ひきこもり状態となった。

きっかけ・経緯

- Bさんと母親は口論がきっかけで警察介入の暴力事件に発展した。母は事件後に施設へ入所となりBさんは経済的に困窮した。
- そのため、町役場を経由し、社協のひきこもりサポート窓口へつながった。

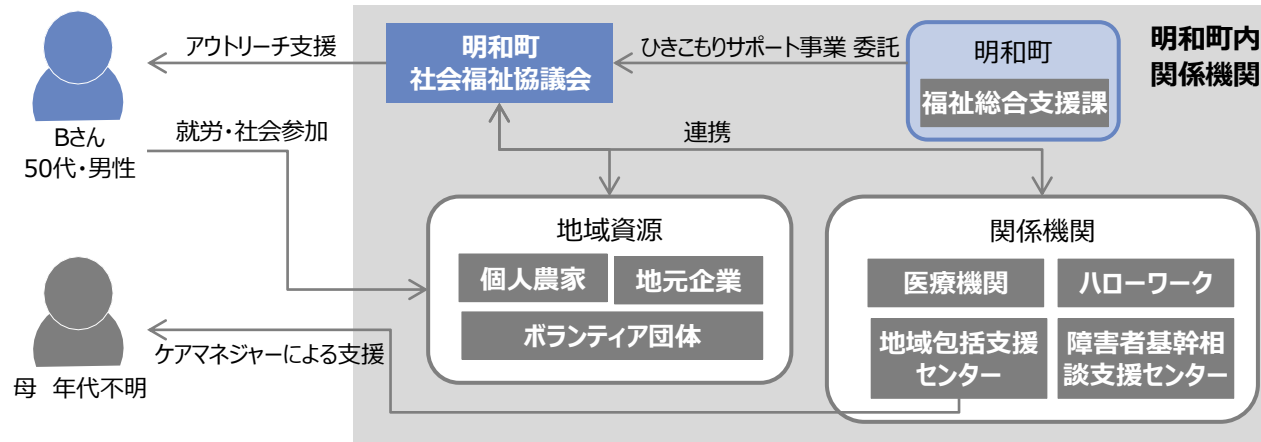
支援内容

- Bさんの就労意思を確認し、現在の社会参加の状況や、農作業ができる強み、高齢者や子どもの支援に関わりたいという希望を聴取した。
- 社会参加の機会として地域資源の情報を提供した結果、農家での作業体験・パート就労、高齢者への配食活動の有償ボランティア活動、地域の防犯パトロール活動※に参加することができた。

今後の展望

- 母親の健康状態が悪化している中、家族全体をどのように支援していくかが課題である。

体制



体制のポイント

社協と地域の繋がり

行政が介入するも支援に繋がらず

生活困窮をきっかけとした支援の開始

※地域の防犯パトロール活動：青色回転灯を装備した自動車地域を巡回する防犯活動で、通称「青パト」と呼ばれる。Bさんは支援者とペアを組み、車から子どもに手を振るなど地域の見守りを行った。

略語…社協：社会福祉協議会、包括：地域包括支援センター

神奈川県 海老名市

アウトリーチ支援を行い、福祉や医療と連携しながら、精神障害のあるひきこもり当事者へ支援を行ったケース

支援のポイント

- 地域包括支援センターが**父親の支援を行ったことをきっかけに、同世帯内でのひきこもり支援ニーズを把握**した。
- 定期的な訪問により、**当事者に寄り添い続けたことで当事者・支援者間の信頼関係を構築**した。支援者が当事者の困りごとを支援のきっかけととらえ、**医療機関への同行受診を実施した結果、次の支援先に繋ぐことができた**。

支援の概要

生活歴

- 父親が家事を行っていたため、Cさんは基本的な家事をしてこなかった。父親以外との関わりがない生活が長く、独特の生活スタイルが確立されていた。

きっかけ・経緯

- 父親の外出先での転倒が契機となり、**包括につながった**。
- 同居しているCさんが相談先を求めていることが明らかとなった。包括経由で市へ情報が共有され、2人の同意を得てから自宅訪問を開始した。

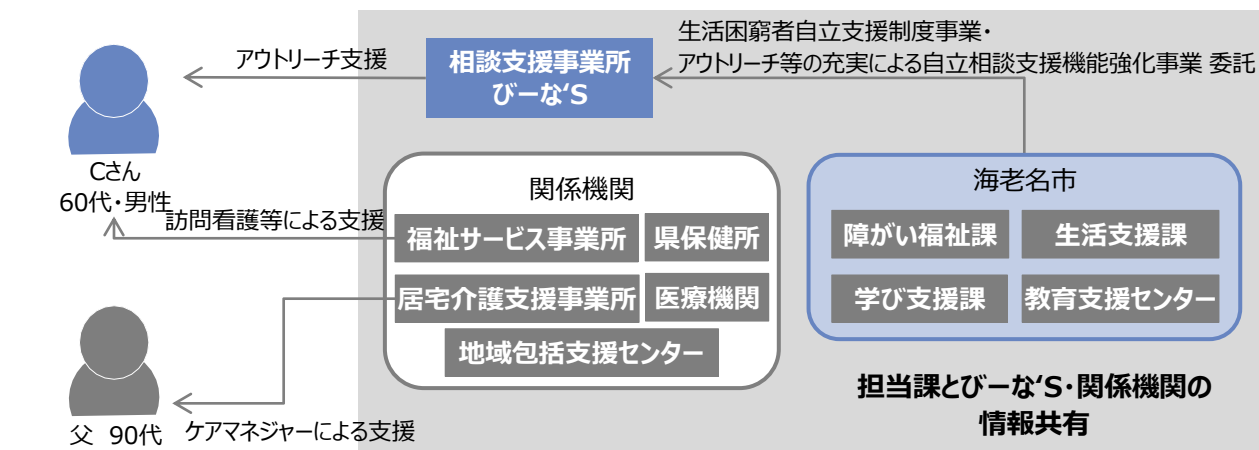
支援内容

- Cさんには身体症状があったため、健康診断をきっかけに内科を受診した。継続的な訪問を通して、Cさんの強迫観念・行為など精神疾患の所見が明らかになったため、支援者は精神科への受診を検討した。
- 内科を受診したことで身体症状が落ち着き、本人の同意が得られたため、精神科を受診することができた。
- 支援者は高齢の父親へ診察結果や服薬に関する説明を行った。

今後の展望

- 親亡き後の生活基盤を整え日常生活能力の維持・向上を目指す。状況の変化に備えた成年後見人制度の活用準備を行う。

体制



体制のポイント

関係者間での情報共有・連携

支援の同意取得の難しさ

方向性の共有

- 父親の状況を把握していた包括担当者、ひきこもり支援を担当する生活支援課とびーな'Sの関係者間での情報共有の仕組みが整っていた。
- ひきこもり支援としてアウトリーチをするためには、父親、Cさんの両方の同意が必要である。包括担当者が訪問を通して信頼関係を構築したうえで、相談先を紹介することで、アウトリーチの同意が得られた。初回訪問の際は支援者の役割や困りごと解決のための提案を丁寧に説明した。
- 支援計画書は生活支援課とびーな'Sが作成し、支援調整会議に諮ったうえで支援の方向性を課内でも共有した。支援開始から3か月後に支援計画書のモニタリング・評価書を同会議に諮ることで、支援者の孤立を防いでいる。
- 支援が始まったあとは、通院している医療機関、ケアマネジャーとも密に連携をはかり、地域の中で孤立しないよう家族の支援体制を強化している。

大阪府 守口市

支援者とともに当事者会を発足させ、居場所として機能しているケース

支援のポイント

- ・ 当事者会の企画・運営に当事者が主体的に関わることができるような体制を構築した。
- ・ 当事者会は他者とかわり、自分が役に立つ、感謝する・される等の社会経験を積むことができる場所である。

支援の概要

生活歴

- ・ Dさんは、デザイン関係の仕事をしていましたが、30代で退職した。
- ・ 他県在住の両親から生活費の仕送りを受けていたものの、生活に窮し、保険料を滞納していた。

きっかけ・経緯

- ・ 支援開始1年前に、Dさんはくらしサポートセンター守口を訪れていたが、建物の中に入ることができなかった。
- ・ 保険課での保険料の支払い相談をきっかけに、同センターへとつながった。

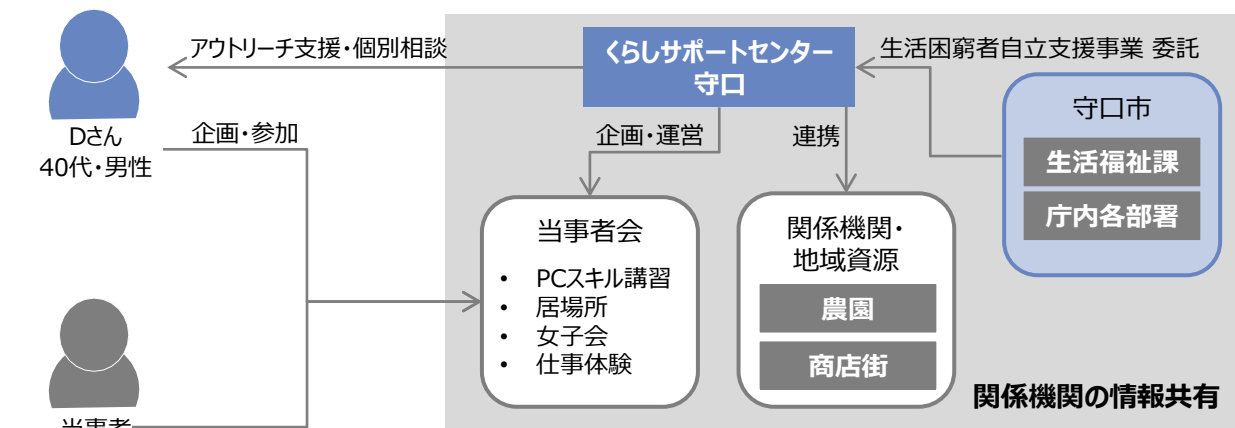
支援内容

- ・ 滞納していた保険料を分割して支払えるよう、同行支援を行った。
- ・ 保健所の嘱託医相談を紹介し、スムーズな医療受診を支援した。
- ・ Dさんの生活が落ち着いたため、強みであるPCスキルを活かし、有償のPC講師として、社会参加のできる居場所を提供した。

今後の展望

- ・ 一般就労（正社員）を目指して定期面談を実施していく。
- ・ Dさんの希望である農業分野も視野にいれ、就労支援を行う。

体制



体制のポイント

ひきこもり支援に対する理解の醸成

当事者会の設立

当事者会内の体制の工夫

- ・ 庁内の社会福祉以外の部署にも、生活困窮者自立支援相談窓口の就労準備支援担当窓口が周知されている。
- ・ こども食堂の活動を通して、福祉事業に関する地域の理解が醸成されている。
- ・ 当事者のスキルを活かした社会参加のステップとして当事者会を設立することとした。
- ・ 地域の理解が得られていたため当事者会用の物件の確保は容易だった。
- ・ Dさんが支援者と一緒に当事者会の企画を考えた。
- ・ 当事者会に参加するひきこもり当事者たちが積極的に関与し、参加者の関心に沿った様々なプログラムを作っている。

山梨県 甲府市 メタバースを活用した広報・相談支援を行っている事例

支援のポイント

- ・ **メタバース空間を活用した広報と個別の相談支援を実施している。**
 - 広報：誰でもアクセス可能なメタバース上の空間にひきこもり支援の情報を掲載している。
 - 相談支援：アバター（メタバース空間上の分身）となり、メタバース空間で専門職と個別相談を行うことができるほか、当事者と家族、支援者を対象とした交流会のイベントを開催している。

体制構築の経緯

背景

- ・ 中核市に制定されたことをきっかけに、ひきこもり相談専用ダイヤルを設置した。

きっかけ・経緯

- ・ 担当者は、対面相談だけでは当事者と会えないことから、当事者の相談へのハードルを下げ、対面以外の形態の相談につなげたいと考えていた。
- ・ 県内のメタバース婚活イベントの取組を知り、市での活用を検討した。

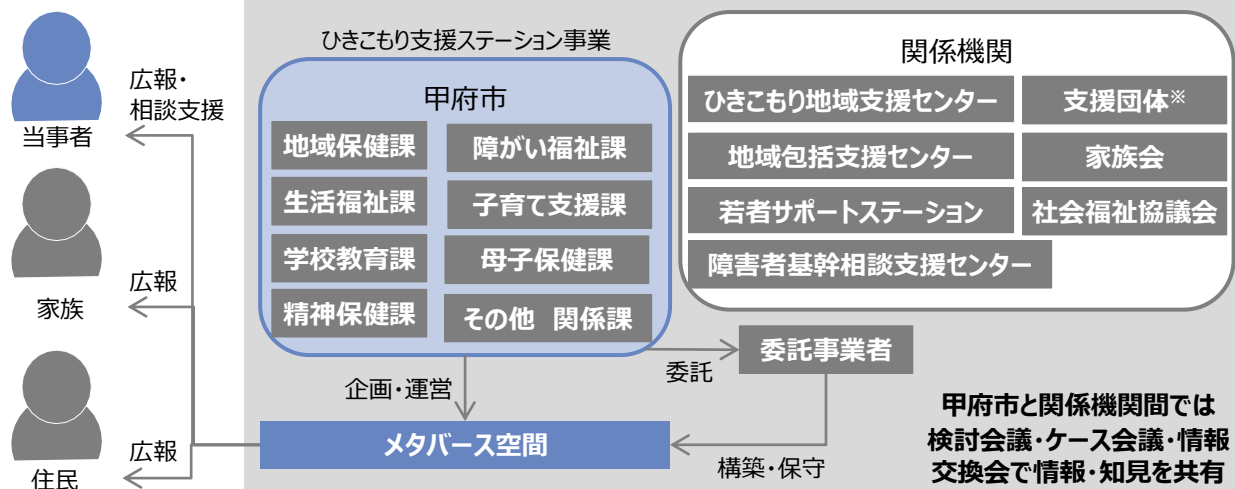
支援内容

- ・ メタバース空間の構築・保守は委託事業者が行い、メタバース空間上での個別相談と広報は精神保健課の担当者が対応している。
- ・ ケース会議では、非常勤のアドバイザーに助言をもらいながら支援を進めている。

今後の展望

- ・ メタバース空間の広報・周知を行う。
- ・ 個別相談ルームの利用拡大に向けて交流会を実施する。
- ・ 空間内を訪れる当事者の意見を収集し、ニーズの実態把握を行う。

体制



※生活支援などを行っている団体。



左：メタバース空間上での交流の様子。
右：自分の好きなアバターを選択し空間内を自由に移動・交流できる。

東京都 墨田区

ひきこもり専用ウェブサイトを活用しひきこもりに関する周知・啓発の広報を行っている事例

支援のポイント

- 委託先や関係機関と連携して、**ひきこもり支援専用のウェブサイトを開設**し、様々な方法での広報支援を実施している。
- ウェブサイトはひきこもり当事者の目線を重要視し、制作にあたっては当事者やひきこもり支援の専門家等からの意見を反映した。**支援内容紹介動画、ひきこもり経験者によるコラム、支援者紹介などを掲載している。

体制構築の経緯

背景

- ひきこもり当事者の困りごとへの個別対応を行っていたが、令和5年4月からひきこもり専用の相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを設置した。

きっかけ・経緯

- ひきこもり当事者へ情報が届きにくいという課題を感じていた。多様な周知方法による広報活動の強化を検討した。
- 区のウェブサイトは当事者がアクセスしづらいと判断し、ひきこもり支援の専用ウェブサイトを作した。

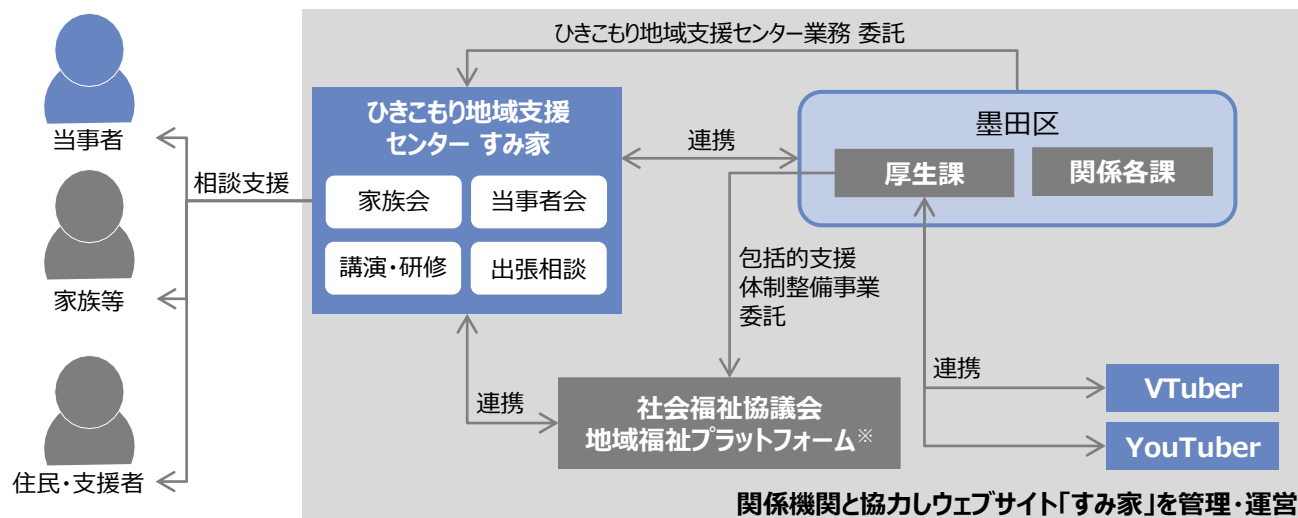
支援内容

- ウェブサイトは、温かみややわらかさが伝わるように、色合いやキャラクターを考慮した。相談の流れと支援者をイラスト付きで紹介している。
- YouTuber、VTuberを活用した動画コンテンツを作成し、支援内容やひきこもりに関する情報をわかりやすく配信している。
- ひきこもり経験者によるコラムを通して、当事者の心境の変化などを発信することで、ひきこもりに関する理解の促進に努めている。

今後の展望

- ひきこもり支援の拠点（居場所と相談の場）を設置し、支援を強化する。

体制



※社会福祉協議会が運営している地域住民の交流の場・相談窓口で、ひきこもり相談も受け付けている。



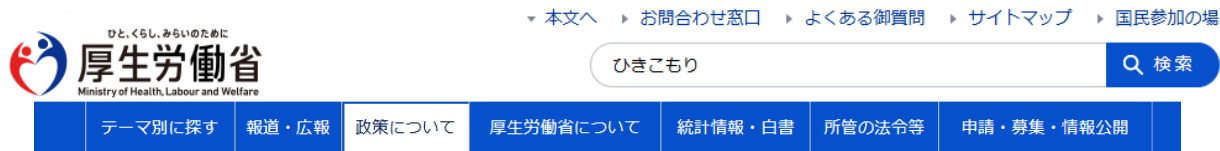
左：継続したウェブサイト訪問のための工夫として、コラムの掲載やVTuberとのコラボ動画の作成を行っている。

右：ウェブサイトは、温かい色味を使い、多様性を表すイラストを掲載している。

厚生労働省ホームページに支援事例を掲載してあります。

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > ひきこもり支援推進事業

福祉・介護

ひきこもり支援推進事業

- (お知らせ) ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもりVOICE STATION」を開設しました。!
- 1. ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて
- 2. ひきこもり支援推進事業とは
- 3. ひきこもり地域支援センターの取組状況
- 4. 自治体におけるひきこもり支援の取組状況
- 5. ひきこもり支援に関する取組
- 6. 参考

(お知らせ) ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもりVOICE STATION」を開設しました！

・
・
・

↓自治体におけるひきこもり支援の事例はこちら

- PDF (令和3年度以前) ひきこもり支援事例 [1.7MB] 開く
- PDF (令和4年度) ひきこもり支援事例 [2.7MB] 開く
- PDF (令和5年度) ひきこもり支援事例 [1.9MB] 開く
- PDF (令和6年度) ひきこもり支援事例 [928KB] 開く



【参考資料 2】
ひきこもり状態にある方や
その家族に対する支援のヒント集

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント

令和2年度厚生労働省委託事業「ひきこもり状態にある方の社会参加に係る調査・研究事業」報告書から抜粋

目的

支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援

よく出会う場面でのヒント

- 場面1 ひきこもり状態にある本人につながることの難しさ
- 場面2 本人への支援の継続が難しかった
- 場面3 ご家族から理解や協力を得ることが難しかった
- 場面4 様々な理由から支援を継続することが難しかった
- 場面5 他機関の連携に課題を感じた
- 場面6 支援を担当する者が燃え尽きそうになった



厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目的

ひきこもり状態の方やそのご家族に対する支援の選択の幅が広がることの助けになることを目指して作成しました
「支援の型」や「正解」をお示しするものではありません



作成にあたって

令和2年度ひきこもり状態にある方の社会参加に係る事例の調査・研究事業」において実施した行政機関等で支援に携わる方と対象としたアンケート調査の結果をもとに、有識者による検討を経て○支援の仕組み作りの具体例○支援において対応が難しいと感じたり、学びや気づきが多いと感じたりすることが多い場面を取り上げその場面への対応をヒントにとりまとめた、いわゆる「ヒント集」です。

実際の支援場面においては、個々の状況により何が効果的かは異なると思いますが、アイデアや発想を広げるためにご活用ください。

「ひきこもり経験者の社会参加の事例集」も作成 →



企画・検討委員会

朝日 雅也（委員長）	埼玉県立大学保健医療福祉学部
伊藤 正俊	特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会
上田 正喜	堺市こころの健康センター
小野塚敬之	十日町市社会福祉協議会
福井 里江	東京学芸大学教育心理学講座

詳細は厚生労働省HPへ

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保護・福祉一般＞ひきこもり支援推進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index_00005.html

支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援～

支援において大切にしていることや、人材育成・引き継ぎ等で工夫していること（ソフト面）

本人を中心にした支援や伴走型支援

- 待つことや、本人が決定すること。
- 安心、安全（本人を脅かさない）であること。
- 本人や家族の話を聞き、当事者の思いを大切にしている。支援者の思いで動くことがないように気をつける。
- 本人に合った関わり方をオーダーメイドで考える。
- 本人が興味関心のあることやしてみたい事を大切にし、外出や食事など可能な限り本人と行う。
- その人にあった目標を考える。



家族へのアプローチに重点を置いた支援

- 本人と一番長くいるご家族をどう支えるか、どう支援するかが大切。家族支援に焦点を当てた方が本人支援につながる。
- 家族からのアセスメントを丁寧に行い、支援をどのように開始するかを家族と一緒に考える。
- 家族は長年抱え込み、迷いながらやっと相談に繋がったという場合も多く、家族の努力や長い歴史を労いながら信頼関係を構築する。
- 本人ができていることに焦点を当て、家族が気が付きにくい小さな変化も共有する。

支援者のエンパワメント、職場内サポートなど

- 職員が支援に行き詰まりを感じるときは、適宜事例検討を行い、支援の振り返りを行う。
- 相談ケースを報告、共有し、困難な事例や対応に苦慮したケースを皆で話し合い、助言しあう。
- 相談員のメンタルが適切に維持されてこそ、当事者・家族の声に耳を傾け、助言ができるため、相談できる体制を作っている。

ピアサポーターの活用

- ピアサポーターとして活動していただくよう働きかけ、体験談を話していただく会の開催や、訪問に行って頂く。
- ピアサポーターに負担がないよう、毎回のサポーター活動の後に振り返りを実施し、今後の活用の参考にさせていただく。



その他、マニュアルやチェックリストの活用、
引き継ぎや情報共有も大切

よく出会う場面での対応のヒント

～場面1～ ひきこもり状態にある本人に繋がるのが難しい

- 【具体例】・家族との接点はあるものの、ひきこもり状態の本人が部屋から出ない。訪問を重ねても会えない
・ひきこもり状態にあると聞いているが、どのように支援して良いか分からない

信じて長期的に支援する

- ・親と話す、部屋の前で何でもないこと（天気など）を話すといったことを繰り返し、手紙を差し入れたりしながら訪問を継続し、1～2年がかりで会えるようになった。**外出を促す、気持ちを聞くなど、本人の安全を脅かすような会話はしないほうが良い。**
- ・家庭での暮らしを安心安全なものにし、**家族や支援者が信じて待つ**ことが大切。
- ・1回の訪問で諦めず、電話連絡や定期訪問など家族とのつながりを継続し続ける。



会えない場合は手紙で伝える

- ・手紙のやりとりから出向くようになったケースがある。
- ・本人の興味関心のあるものに関しての手紙を送り、いつでも相談に乗ると**継続して伝え続けた**。
- ・会えなくても、手紙で支援者において知ってもらおう。



詳細は厚生労働省HPへ

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保護・福祉一般＞ひきこもり支援推進事業

